

* 条例の検討項目について *

検討項目(内容)	検討委員会での意見/事務局の考え方	参考事例など
前文	<p>検討委員会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働に取り組む各主体は、自立していなければならない。 ○まちづくりは自主的な取り組みでなければならない。 ○協働の仕組みを作るための条例であることを盛り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ●本則の前に置かれ、その条例制定の由来、趣旨、基本原理、制定者の決意などを述べる。 ●条文形式ではないので、自由な表現ができる。 ●市民が条例全体を理解できるよう、平易な言葉(「です・ます調」)を用いて表現する。 <p>〔前文あり 豊中市、箕面市、池田市、山口市、大津市、栗東市など 前文なし 射水市、守山市など〕</p>
第 1 章 総則		
総則的事項	<p>目的</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○この条例は協働によるまちづくりの基本理念およびその実現を図る基本的事項を定めるものである。 ○市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、中間支援組織および市の役割を明らかにし、それぞれの主体が連携・協力することで、住み良い地域社会の実現を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●目的規定は、条例の制定目的を簡潔に表現するもので、条例全体の解釈・運用の方針ともなる。
	<p>定義</p> <p>検討委員会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の範囲については、住民のほか通勤、通学者・事業者・在住外国人を含める事例が多い。 <p>考え方</p> <p>(第3回資料)用語定義表 参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●条例で使われている用語を定義し、解釈上の疑義が生じないようにするために置かれる規定 ●自治体基本条例・市民参加条例・協働のまちづくり指針での定義を尊重 Ex)市民、協働・支援、まちづくり協議会、地域自治組織・地域コミュニティ、市民公益活動団体・中間支援組織など
	<p>基本理念</p> <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助・公助の考え方に基づき、それぞれの主体がそれぞれの果たすべき役割を理解しながら、協働のまちづくりを推進する。 ○協働の基本原則を記載。 <ul style="list-style-type: none"> ■対等の原則 ■自主・自立の原則 ■相互理解の原則 ■共有の原則 ■公開の原則 ■評価の原則 (草津市協働のまちづくり指針より) 	<ul style="list-style-type: none"> ●協働の目標やその進め方などを明示 ●前文がある場合、条例の目指す目的や実現手段は、前文に書かれることが多いため、基本理念や基本原則は不要という考え方もあるが、多くは前文との重複を避けつつ簡潔にまとめられている。 Ex) ①自助・共助・公助の考えに基づいた役割分担 ②情報共有 ③各主体の自主性・自立性の尊重 ④市の公正な支援 ⑤協働の原則 ●市民および市は、相互にそれぞれの特性を理解し合い、尊重し合い、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努める。

第 2 章 各主体の役割

役割	市民	<p>検討委員会での意見 ○自治会、町内会、NPO への加入は強制できない。</p> <p>考え方 (第3回資料) 各主体の役割一覧 参照</p>	
	まちづくり協議会	<p>検討委員会での意見 ○事業者が参加しやすい配慮を</p> <p>考え方 (第3回資料) 各主体の役割一覧 参照</p>	
	基礎的 コミュニティ	<p>検討委員会での意見 ○地域とのつながりを作れていない、または必要性を感じていない人たちにどうやって意識付けをするかが重要である。 ○町内会と具体的に記述できないか。</p> <p>考え方 (第3回資料) 各主体の役割一覧 参照</p>	
	市民公益活動団体	<p>考え方 (第3回資料) 各主体の役割一覧 参照</p>	
	中間支援組織	<p>考え方 (第3回資料) 各主体の役割一覧 参照</p>	
	市	<p>考え方 (第3回資料) 各主体の役割一覧 参照</p>	

第 3 章 まちづくり協議会

基本的事項	第 3 章 まちづくり協議会		
	まちづくり協議会	<p>検討委員会での意見 ○まちづくり協議会は学区・地域毎に一つしか認められない。だからこそ相当の民主性を備えている必要がある。 ○まちづくり協議会の承認については、どのような言葉を使うのが良いのか。 ○承認要件を明確にする必要がある。</p>	<p>●まちづくり協議会が当該地域を包括し、住民自治・市民サービスに関し、地域を代表する組織であることを明らかにする。また、地域課題に関する住民の意見を行政に反映できる機能や、当該地域における市の事業に関し、地域を代表して意見を具申する機会を保障する。</p> <p>●その承認要件についても列記する。 ＜承認要件＞ Ex) 地域住民によって構成されていること、地域住民による多数の支持を得ていること、地域住民の自発的参加が保障されていることなど。</p>

		申請・承認		<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会として、承認を受けようとする住民組織は市長に申請をしなければならない。 ●市長は、申請を行った住民組織が承認要件を具備している場合、承認を決定する。
		承認の取り消し		<ul style="list-style-type: none"> ●市長は、まちづくり協議会が承認要件を満たさなくなった場合、解散した場合、またはまちづくり協議会として適当でないと認められる場合には承認の取り消しを行うことができる。
		支援・助成		<ul style="list-style-type: none"> ●市は、まちづくり協議会の承認を受けたものに対し、必要に応じ、側面的な支援・助成を行うよう努める。また、まちづくり協議会の承認を受けようとする者に対しても、必要に応じ、側面的な支援・助成を行うよう努める。 ●市長は、防災・防犯・福祉など、協働のまちづくりの推進に必要と認められる場合、まちづくり協議会に対し個人情報を提供することができる。ただし、個人情報を提供する際は、プライバシーの確保等その権利が侵害されることのないよう十分配慮して行わなければならない。 ●個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、提供された目的以外で個人情報を利用してはならない。
		まちづくり計画の策定、公表	<p><u>検討委員会での意見</u></p> <p>○まちづくり計画をつくとどのようなメリットがあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会は自分たちの地域をより住みよい地域とする為に、地域の目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題やその解決方法を示した計画を策定した場合、それを地域住民に公表する。 ●地域住民はその計画に従ったまちづくりに努める。 ●この際、市はまちづくり協議会の自主性・自立性を尊重するとともに、市はその計画に従った自主的なまちづくりを最大限尊重する。
第 4 章 基礎的コミュニティ				
基礎的コミュニティ		基礎的コミュニティへの参加促進		<ul style="list-style-type: none"> ●市民は、自らが基礎的コミュニティの担い手であることを確認し、その活動への理解を深め、自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
		支援・助成		<ul style="list-style-type: none"> ●市は、基礎的コミュニティに対して必要に応じ、地域のコミュニティ活動に必要な支援・助成を行うよう努める。 ●この際、市は、基礎的コミュニティの自主性・自立性を尊重する。
第 5 章 市民公益活動団体				
市民公益活動団体		位置づけ		<ul style="list-style-type: none"> ●市民公益活動団体及び市は、対等なパートナーとして認め合い、連携するとともに、協働事業を実施する場合は、その効果が最大限発揮されるよう公共財の提供について積極的に取り組むよう努める。

	公益活動の推進		●市民一人ひとりが、市民公益活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、自ら積極的にその活動に参加し、または協力するよう努める。
	支援・助成		●市は、市民公益活動を推進するため、または協働事業の実施主体を育てる趣旨で、必要に応じ、支援・助成を行うよう努める。 ●この際、市は、市民公益活動団体の自主性・自立性を尊重する。
第 6 章 市の取組み			
市の取組み	協働事業の推進	委員の意見 ○市民参加も協働である。積極的にパブリックコメント、審議会等への制度を促進するという記述を追加していただきたい。 ○協働推進の具体的な施策については、計画を作り、その中で位置づけられたらいい。 ○協働の提案制度などを位置づけられないか。	●市長は、市民との協働を促進するため、具体的な計画を策定する。
	推進体制（組織）の整備		●総合的・計画的に協働を推進するため、横断的連携が図れるよう庁内体制の充実を図る。
	人材育成		●市長は、市職員に対し協働のまちづくりに関する多様な研修を実施し、その必要性を認識させるよう努め、市職員が自らの職務において、協働の視点に立ち、市民との信頼関係の構築を図るよう努める。 ●市職員は、自らも地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加するよう努める。
	中間支援組織の育成と連携		●市は、市民協働を円滑的にすすめるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。 ●市は、協働事業を推進する際、必要に応じ、中間支援組織との連携を行う。
	環境の整備（情報・機器）		●協働によるまちづくりを推進するため、情報の発信や機器の貸し出しなど、それぞれの活動に必要な支援についての環境を整備する。
	活動拠点の整備		●市民と市民、または市民と行政との連携及び交流を図るとともに、市民が主体的に行うまちづくり活動を推進する必要から、まちづくりの研究、団体のマネジメント、スキルアップが図れる活動拠点を整備する。 Ex.) 交流機能、情報収集発信機能、研究機能など
第 7 章 評価・公表			
公表・評価	施策についての意見		●市民は、市の施策についての意見を市長に提出できる。
	実施状況の公表		●事業の実施状況の確認、調査について定める。

